

## 新潟県条例第21号

新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理義務)</p> <p><b>第18条</b> 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修、<del>除却</del>その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p><b>第18条の2</b> <u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。</u></p> <p>(管理者の設置等)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p>	<p>(管理義務)</p> <p><b>第18条</b> 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(管理者の設置等)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、<u>法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）</u>が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p>

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。